

【研修概要】

○ 主要施策と平成24年度農業委員会関係予算と組織対応

農林水産省担当者から「地域農業マスタープラン」作成の進め方や施策の核となる「新規就農総合支援事業」及び「農地集積対策」について説明。

来年度農業委員会関係予算は、75億5千万円(前年比10%減)の厳しい状況の中、農業委員会交付金については、47億4千万円とほぼ前年並みを確保。

一方、農地制度円滑化事業については、21億8千万円(前年比27%減)になったが、各農業委員会の農地基本台帳の電算改良を終えたこともあり、全国の農業委員会からの予算要望には対応。

○ 平成24年度税制改正で、「贈与税納税猶予の特定貸付け制度」創設

受贈者が贈与者の生存中に一定期間営農を続けた【65歳未満の場合は20年以上(65歳以上の場合は10年以上)】後、営農を停止し、他の農業者に特定貸付を行った場合、納税猶予が継続できるようになった。農業委員会からの要望により創設された制度であり、積極的に普及に努めること。

○ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成に向けた農業委員会組織の取り組み

農林水産省は、平成24年度予算で、力強い農業構造の実現に向け、課題を解決するため地域が作成する「人・農地プラン」に基づき、強力な支援を行うこととしている。

このプランは、「集落の合意に基き、中心となる経営体に農地の利用集積をはかり、それ以外の農業者も含めた農業のあり方」を策定するものであり、集落の話し合いを受けて市町村が関係機関や経営体等を交えてプランを作成することとなっている。

これは、農業委員会組織が取り組んでいる「地域の農地と担い手を守り活かす運動」を具体化するものであり、農業委員会、農業委員が積極的に参画していただくため、取り組みの手引きを示した。

○ 農用地利用状況調査を踏まえた遊休農地の指導の留意点

1 指導対象は、非利用農地(緑・黄…農地法第30条第3項第1号農地)及び低利用農地(農地法第30条第3項第2号農地)について、所有者に必ず意向確認を行うこと。

2 指導の範囲は、

① 耕作再開意向者及び意志不明者には、農地法に基づく指導である旨の書面による通知を行う。文書に遊休農地である旨の通知を行う期日(1年間を上限)を明記。

→指導に従わない場合、遊休農地である旨の通知

→勧告→特定利用権の設定等

② 他者への貸し付意向者には、農地あっせん手続きや農地情報システムへの登録等具体的な手続きを進め、その間は保全管理を行うよう伝える。

3 指導件数の記録

件数は、上記①の書面指導に加え、②手続き文書等の配布も含む。

○ **農地法3条の規定に基づく権利移動に係る都道府県知事の許可権限の市町村農業委員会への権限移譲**

農地法の一部改正により、平成24年4月1日から、「住所のある市町村の区域外にある農地等の権利を取得する場合」も、市町農業委員会で審議されることになった。

農地基本台帳の整備については、平成22年3月の台帳必須管理項目の変更に伴い、属地主義になったことから、入り作データの把握について、権利取得者へ過度な負担をかけず、審議をスムーズに進めるため、県外も含め農業委員会間で出入り作に係る「耕作証明事務」の協力体制を整えること

○ **農業生産法人の要件適合性の確認**

平成21年12月の農地法改正により、農業生産法人の出資制限が緩和、また一般企業等に対する農地の権利移動が緩和(解除条件付き貸借)されたことから、投機的な農地取得の払拭や農地の適正利用にむけた対応が求められている。

そのため、農業委員会は、農業生産法人との連絡を密にし、定期報告の内容を確認するとともに、要件を満たさなくなった場合の勧告、また、解除条件付き貸借の適用を受けて参入した法人等について利用状況報告を徴収し、必要に応じて勧告及び許可の取消等適正に対応すること

○ **農業委員会活動の見える化に向けた取り組み**

対外に個々の農業委員会の活動の「見える化」を明確にするため、農業委員会活動整理カード(全国農委から収集済み)をデータ化し、インターネットで閲覧できるよう取り組みを進めている。インターネットでの公表は、平成24年3月末を予定。